

平成20年度 健全化判断比率及び資金不足比率 の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、この法律に基づき平成19年度決算から財政の健全化指標としての4指標（健全化判断比率）及び公営企業会計ごとの資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会へ報告し公表することが義務付けられ、昨年度から公表していますが、平成20年度決算に基づく算定の結果次のとおりとなりましたのでお知らせします。

1. 健全化判断比率

4 指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	20%	30%
③実質公債費比率	17.5% (18.5%)	25%	35%
④将来負担比率	84.2% (105.6%)	350%	

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準以上の場合は「財政健全化計画」を策定し財政の健全化を図ることとなり、財政再生基準以上の場合は、「財政再生計画」を策定し財政の再生を図ることになります。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため「—」で表示しています。

（ ）内の数字は、前年度の数字です。

2. 資金不足比率

公営企業会計名	安平町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20%
公共下水道事業特別会計	—	20%
工業団地事業特別会計	—	20%

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図ることになります。

※資金不足がないため「—」で表示しています。

3. 算定結果の分析

(1) 実質公債費比率（平成19年度 18.5%→平成20年度 17.5% 1.0ポイント減少）

平成19年度決算に基づく数値では18.5%で、18%を超え早期是正措置対象となりましたが、公債費負担適正化計画を策定し改善に向け、土地開発公社の用地購入等年賦金の繰上償還や高利率の起債の繰上償還を行なうなど取り組み、あるいは、比率算定に用いる算定様式の数値の一つである分母となる標準財政規模（税収や普通交付税など）が伸びた結果、平成20年度決算に基づく比率については18.0%を下回る17.5%となりました。しかし、依然高い水準にあることから、今後についても計画的な起債の発行や繰上償還など比率の抑制に向け努力をしていきます。

(2) 将来負担比率（平成19年度 105.6%→平成20年度 84.2% 21.4ポイント減少）

上記の実質公債費比率と同じく繰上償還や標準財政規模が伸びたことにより将来の負担が軽くなったため比率が下がっています。